



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมูนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (คลองตันใหม่) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 60 (2015年12月17日発行)

みなさま、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報 Vol. 60 は「**警備事業法 (2015年度版)**」をお送り致します。11月5日付で公示され、120日後の2016年3月より施行されることとなりました。警備会社は今後許可制となり、警備員の要件も厳格化されます。それに伴いユーザー側の企業では警備員の雇用が難しくなる可能性があります。一つの新たな法律としてご一読頂けましたら幸いです。

警備事業法 (2015年11月5日公示)

警備事業法 2015年版公開！警察庁長官が議長に。警備を事業とする会社に「警備会社」の名称使用を義務化。許可証取得費用は50,000 バーツ。「警備員」の許可証は1,000 バーツ。外国籍の採用は禁止。義務教育修了者のみ。

2015年11月5日付で警備事業法 2015年版が官報に公示された。その内容は全部で76条に及ぶ。官報での公示日から120日後に施行される。但し、第1章(警備事業監督委員会)及び第72条(第1期目は、本法律が官報で公示された日から90日以内に、首相が有識者委員を任命する)は、官報での公示日の翌日から施行される。

【重要ポイント】

1. 警備事業者は株式会社でなければならず、登記官から警備事業許可証を取得しなければならない(第16条)。
2. 警備会社は、会社名の頭に「警備」、末尾に「会社」もしくは「公開会社」の文言を付けなければならない(第20条)。
3. 警備サービスを提供する際は、警備会社と雇用者の間で文書で契約書を締結しなければならない。契約書には、少なくとも8項目を記載すること(第25条)。
4. 警備員としての職務遂行を希望する者は、登記官から“認可警備員”としての許可証を取得しなければならない(第33条)。
5. 認可警備員として許可証を受領する者は、満18歳以上のタイ国籍者であり、義務教育法に基づく義務教育を修了し、中央登記官が認可した訓練施設の警備カリキュラム修了証を取得していること。

6. 慢性アルコール中毒、麻薬中毒、もしくは委員会が定める伝染病に罹患している。精神錯乱者もしくは精神薄弱者で任務遂行に不適切である。無能力者もしくは無能力者と同様である。刑事法に基づく生命や身体に関する過失、財産に関する過失もしくは性に関する過失、あるいは賭博に関する法律に基づく過失、麻薬に関する法律に基づく過失で過去に最終判決により懲役刑を課せられたことのある者。但し、不注意による行為による過失や軽微な過失による場合、あるいは許可証受領申請日までに出所して3年が経過していた場合で刑事法に基づく性に関する過失ではなかった場合はこの限りではない。過去に認可を受けた警備員としての許可証を取り消されたことがあり、認可を受けた警備員としての許可証の申請日に2年が経過していない場合。(第34条:不適格要件)

7. 警備会社は、中央登記官が公示し定めた通り、軍隊、警察、もしくは法律により国民の治安維持の権限及び義務を負う担当官の制服と同じもしくは類似した警備員用の制服を定めなければならない(第40条)。

8. 許可証を取得していない者が認可警備員としての職務を遂行した場合、3ヶ月を超えない懲役もしくは5千バーツを超えない罰金あるいはその両方を科す(第63条)。

注: 本法律の施行を公示した理由は以下の通り。警備サービス事業は国民の生命、身体及び財産の安全と密接に関係しており、社会の安寧に影響を及ぼすものである。現状では多くの事業者が警備サービスを提供しているが、事業遂行の基準は異なっている。警備事業及び警備員の基準を定め、警備事業標準の底上げを行い、警備員の能力向上を図ることが適切である。それは、サービス利用者の利益となり、社会の安寧構築に資するため、本法律を起草する必要があった。

全文(タイ語): <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2558/A/104/24.PDF>

~~~~~

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2016年1月21日(木)です

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報はお陰さまで丸5年。

Vol. 60 を配信することが出来ました。

来年も引き続き宜しくお願い致します。

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

\*詳細につきましてはご相談ください。

## ★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで **1,500THB** です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>